

明治期の京都帝国大学における図書館関係規則

小山田 典子

明治 30(1897)年、京都帝国大学は東京帝国大学に次いで日本で 2 番目の帝国大学として創設された。その設立動機は当時日本唯一の大学であった東京大学(帝国大学)の競走者となって相互に刺激しあい、学術の進歩を図る為であった。よって京都帝国大学の創設当時の関係者は東京帝国大学を強く意識せざるを得なかったと考えられる。これにより、研究・教育の要とも言える図書館の充実は、緊急性の高いものであったことが窺える。2 年後の明治 32(1899)年 11 月に、京都帝国大学附属図書館規則が制定され、翌 12 月に京都帝国大学附属図書館において閲覧が開始された。図書館規則は図書館機能の拡充や、図書館活動の実態に規則がそぐわなくなった場合に改正されていき、関係した規定や委任事項も作られたが、それらに関する研究は多いとは言えない。

本研究の目的は、京都帝国大学附属図書館の創設時からの歴史を交えつつ、京都帝国大学附属図書館規則、それに関連した規則の存在を調べ、京都帝国大学設立当時の附属図書館について明らかにすることである。

研究方法は文献調査を中心とした。主に『京都大学附属図書館六十年史』、『京都大学百年史』を中心として文献調査を行い、京都帝国大学附属図書館規則、図書館規則改定に関わる文書についても調査を行った。明治 31 (1898)年 12 月 2 日制定の「京都帝国大学図書借受仮規則」、明治 32 (1899)年 11 月 6 日制定の「京都帝国大学附属図書館規則」、「京都帝国大学附属図書館規則執行手続」に加えて図書館規則に関連する規則としては、明治 33 (1900)年 9 月の「特別閲覧の規定」、明治 35 (1902)年の「法科用図書特別取扱手続草案」、明治 41 (1908)年 12 月 1 日制定の「京都帝国大学附属図書館商議会規程」を取り上げた。

「京都帝国大学附属図書館規則」の改正は明治 36(1903)年、明治 43(1910)年、明治 44(1911)年に、「京都帝国大学附属図書館規則執行手続」の改正は明治 37(1904)年、明治 43(1910)年、明治 44(1911)年に行われている。改正された理由には京都帝国大学官制の改正や、附属図書館の運営が軌道に乗ることで、従来の規定に実際の方法がそぐわなくなった、ということがある。また、「京都帝国大学図書借受仮規則」の貸付の項目は、その後に制定された利用規則の基本事項である。特別閲覧規定は特別閲覧の申込みが増加したため、その資格が定められた。資格があるのは京都帝国大学の関係者に限らず、新聞記者や図書の寄贈者、蔵書家、京都及び付近の府、県、市立諸学校・私立諸学校の校長、図書主任、教諭などがあり、学外にも広く公開するという方針をあらわしていると考えられる。

今回は約 15 年という京都帝国大学附属図書館の短い期間しか調査できなかったが、今後はより長いスパンで京都帝国大学附属図書館の変遷を調査したい。

(指導教員 呑海 沙織)